

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 白川浄水場脱水機設備整備修繕
- 2 業者名 月島JFEアクアソリューション(株) 札幌支店
- 3 特定理由 本修繕の対象設備は浄水処理工程で発生するスラッジを加圧脱水処理する設備である。修繕内容は脱水機本体及び付帯設備の分解整備・機器の構成部品の交換、動作状況の確認など総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。
当該設備は白川浄水場専用に設計・製作したもので、機器の構造及び設備のシステム構成などの設計データを基に、部品の調達・組立、試運転調整などの作業をおこなわなければ機器の機能回復は確保できない。
上記業者は、当該設備の設計・製作を実施した業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所持している唯一の業者である。
以上により、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

1. 件名 白川浄水場給水加圧ポンプ整備修繕
2. 業者名 株式会社荏原製作所北海道支社
3. 特定理由 本修繕の対象機器は、水道水の消毒に必要な次亜塩素酸ナトリウムを注入するための圧力水を供給するポンプである。
対象機器は浄水処理と密接に関連しているため故障が発生すると次亜塩素酸ナトリウムの注入ができなくなり、最終的には浄水処理停止となる重要な機器である。
本修繕は、経年劣化した部品の交換や分解整備を行った後、機器の動作状況などの試験調整を行い、機能の回復を図るものである。
本修繕で使用する交換部品は製作当時の設計図を元に、他の部分の磨耗状態・経年変化等を考慮して製作する必要があるため、設計データを保有していない者が実施することは不可能である。当該機器の設計・製作者である、上記業者が本修繕において必要な設計データを保有している唯一の会社であるため上記業者でなければ本修繕を行うことは出来ない。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第73-21-00468号		
件名	定山溪取水場No.1・2導水ポンプ吐出弁整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 5年 11月 29日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	3,080,000 円	主管課	73 白川浄水場
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000020700 (株) 森田鉄工所 北海道営業支店		

入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株) 森田鉄工所 北海道営業支店		2,800,000					決定
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 定山溪取水場No.1・2 導水ポンプ吐出弁整備修繕
2. 業者名 株式会社 森田鉄工所 北海道営業支店
3. 特定理由
本修繕は、定山溪取水場のNo.1・2 導水ポンプ吐出弁整備を行い、機能回復と延命を図るものである。
本修繕は、機器の構成部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行って機器の機能の回復を図るものであるが、対象機器は定山溪浄水場用として特別に設計・製作されたものであり、そのデータは一般に公開されていない。
上記業者は、当該機器の設計・製作者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第73-21-00440号		
件名	定山溪浄水場薬品注入ポンプ整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 5年 11月 29日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	3,289,000 円	主管課	73 白川浄水場
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000017360 宝生産業(株)		

入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
宝生産業(株)		2,990,000					決定
(備考)							



業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

言 己

1. 件 名 定山溪浄水場薬品注入ポンプ整備修繕

2. 特定業者名 宝生産業(株)

3. 特 定 理 由

定山溪浄水場の次亜注入ポンプの整備を行い、機能回復と延命を図るものである。

本修繕の対象機器は、日機装(株)が制作したものであるが、メンテナンスに対しては、日機装(株)北日本支社より上記業者に移管している。

試運転や調整の際には、他社には開示していないメーカー独自の製作図やクリアランス等の許容範囲が必要であり、それらのデータを保有している業者でなければ良否の判断及び施工調整ができない。

以上より、上記業者以外では本修繕を履行することができない。

4. 根 拠 規 定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当すると判断されるため。